○弟子屈町景観条例施行規則

令和４年６月１日弟子屈町規則第13号

弟子屈町景観条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び弟子屈町景観条例（令和４年弟子屈町条例第８号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

第２条　条例第２条第７号の規定で定める工作物は、次に掲げる工作物（以下「工作物」という。）とする。

（１）　柵、塀、擁壁その他これらに類する工作物

（２）　鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物（電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物を除く。）

（３）　風力発電設備

（４）　煙突その他これらに類する工作物

（５）　物見塔その他これらに類する工作物

（６）　彫刻、記念碑その他これらに類する工作物

（７）　観覧車、コースターその他これらに類する遊戯施設

（８）　自動車車庫の用に供する立体的な施設

（９）　アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設

（10）　石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する立体的な施設

（11）　汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物

（12）　太陽電池発電設備

（景観計画の軽微な変更）

第３条　条例第８条第３項の規定で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

（１）　法、条例その他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理等

（２）　関連計画の見直しに伴い当然必要とされる用語の整理等

（行為の届出等）

第４条　条例第11条第１項に規定する行為の届出等は、次の各号に掲げる届出又は通知の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

（１）　法第16条第１項の規定による届出　別記様式第１号

（２）　法第16条第２項の規定による届出　別記様式第２号

（３）　法第16条第５項の規定による通知　別記様式第３号

２　別記様式第１号及び別記様式第３号には、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第１条第２項各号に掲げる図書のほか、別記様式第４号による景観計画に定める良好な景観の形成を図るための事項への対応状況を説明する書類（以下「景観形成の配慮事項に係る対応説明書」という。）を添付しなければならない。

３　条例第11条第２項の規定で定める図書は、別表第１のとおりとする。

４　条例第11条第１項に規定する届出を要する行為の規模は、別表第２（条例第９条第１項の規定により指定された景観重点区域においては、別表第３、別表第４）のとおりとする。

（事前協議）

第５条　条例第12条第１項の規定による事前協議は、事前協議書（別記様式第５号）と次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。ただし、行為の種類、規模等により町長が

添付を要しないと認めるものについては、この限りではない。
（１） 省令第１条第２項各号に定める図書
（２） その他町長が必要と認めるもの
２　条例第12条第２項の規定による事前協議は、計画及び設計が変更可能な時期までに行うものとする。
（適用除外行為）
第６条　条例第15条第１号の規則で定める規模は、別表第２（条例第９条第１項の規定により指定された景観重点区域においては、別表第３、別表第４）以下のものとする。
２　条例第15条第１項第２号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
（１） 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第２項、第３項及び第６項、第20条第３項、第21条第３項、第68条第１項後段
（２） 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の２第１項、第34条第１項及び第２項
（３） 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第125条第１項、第127条第１項
（４） 総発電出力が10キロワット未満の太陽電池発電設備（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期もしくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽電池発電設備の合算した出力が10キロワット以上となる場合を除く。）
（５） 居住用建築物に太陽電池発電設備を設置する事業
（６） 農業及び林業並びに畜産業を営むために行う行為
（事前公開の標識）
第７条　条例第18条第２項に規定する標識（以下「標識」という。）は、行為等のお知らせ（別記様式第７号）によるものとする。
２　標識の設置に係る費用は、事業者の負担とする。
（説明会の開催）
第８条　条例第19条第２項の規定による公表は、当該説明会の日程、場所、行為等の内容等を関係住民等への通知、回覧その他の方法により行うものとする。
２　条例第19条第３項の規定による報告は、関係住民等説明会結果報告書（別記様式第８号）によるものとする。
（身分証明書）
第９条　法第17条第８項の身分を示す証明書は、別記様式第９号によるものとする。
（景観重要建造物及び景観重要樹木を表示する標識）
第10条　法第21条第２項及び法第30条第２項の標識は、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。
２　前項の標識は、景観重要建造物にあっては別記様式第10号、景観重要樹木にあっては別記様式第11号によるものとする。
（景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の方法の基準）
第11条　条例第21条第１項第４号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。
（１） 景観重要建造物が滅失し、又は損傷するおそれがあると認めるときは、直ちに町長と協議してその滅失又は損傷を防ぐ措置を講ずること。
（２） 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した樹木又は危険な樹木は、速やかに伐採すること。
２　条例第21条第２項第３号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。
（１） 景観重要樹木の滅失及び枯死を防ぐため、その保育の状況を定期的に点検すること。
（２） 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあると認めるときは、直ちに町長と協議してその滅失又は枯死を防ぐ措置を講ずること。

（補則）

第12条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附　則

この規則は、令和４年６月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

建築物の建築等又は工作物の建設等の場合

図書の名称	縮尺	表示すべき事項	備考
位置図	2,500分の１以上	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況	景観法施行規則第１条第２項に定める図書
配置図	200分の１以上	当該敷地内における建築物又は工作物の設置位置	樹木や道路の配置、法面の有無、地形や土地利用など周辺環境との関係性を示すこと
平面図	200分の１以上	建築物又は工作物の間取り、寸法、床面積	用途や構成を示すこと
立面図	200分の１以上	建築物又は工作物の高さ及び外観等	・彩色が施され、２面以上示すこと ・景観法施行規則第１条第２項に定める図書
写真		当該敷地及び当該敷地の周辺の状況	
パース図		建築物又は工作物の彩色も含めた完成予想図	
土地の造成計画平面図及び断面図	200分の１以上	現況、計画地盤面、切土、盛土等の状況	土地の区画形質の変更及びに急傾斜地での土地の造成の行為のみ
工作物の設置に関する誓約書			別記様式第６号
工作物の設置等の計画書			
関係住民等説明会結果報告書			別記様式第８号
その他町長が必要と認める図書及び資料			必要に応じて提出

別表第２（第４条及び第６条関係）　**景観計画区域**

行為の区分		規模
法第16条第１項第１号の規定する行為	（１）　新築又は移転	高さ13メートルかつ延べ面積2,000平方メートル
	（２）　増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア　増築前又は改築前の建築物の規模が（１）に規定する規模 イ　増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで（１）を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く
	（３）　外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（この表において「修繕等」という。）	当該建築物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の２分の１
法第16条第１項第２号に規定する行為	（１）　新築又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア　第２条第１項第１号に掲げる工作物　高さ５メートル イ　第２条第１項第２号から第４号までに掲げる工作物　高さ15メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ５メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル） ウ　第２条第１項第５号に掲げる工作物　高さ13メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ５メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル） エ　第２条第１項第６号から第11号までに掲げる工作物　高さ13メートルかつ築造面積2,000平方メートル オ　第２条第１項第12号に掲げる工作物　高さ５メートルかつ築造面積1,000平方メートル
	（２）　増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア　増築前又は改築前の工作物の規模が（１）に規定する規模 イ　増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで（１）を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く
	（３）　外観を変更することとなる修	当該工作物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の２

	繕等	分の１
法第16条第１項第３号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが５メートル

備考　高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条の規定に準ずるものとする。

別表第３（第４条及び第６条関係）　**景観重点区域①**（国立公園普通地域、国道391号、国道241号、国道243号の一部等）

行為の区分		規模
法第16条第１項第１号の規定する行為	（１）　新築又は移転	高さ13メートル又はかつ面積2,000平方メートル
	（２）　増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア　増築前又は改築前の建築物の規模が（１）に規定する規模 イ　増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く
	（３）　外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（この表において「修繕等」という。）	当該建築物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の２分の１
法第16条第１項第２号に規定する行為	（１）　新築又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア　第２条第１項第１号に掲げる工作物　高さ５メートル イ　第２条第１項第２号から第４号までに掲げる工作物　高さ15メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ５メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル） ウ　第２条第１項第５号に掲げる工作物　高さ13メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ５メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル） エ　第２条第１項第６号から第11号までに掲げる工作物　高さ13メートルかつ築造面積2,000平方メートル オ　第２条第１項第12号に掲げる工作物　当該工作物のすべて
	（２）　増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア　第２条第１号から第11号に掲げる工作物の増築前又は

		改築前の工作物の規模が(１)に規定する規模 イ　第２条第１号から第11号に掲げる工作物の増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで(１)を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く ウ　第２条第１項第12号に掲げる工作物を増築又は改築するとき ・当該工作物のすべて
	（３）　外観を変更することとなる修繕等	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア　第２条第１号から第11号に掲げる工作物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の２分の１ イ　第２条第１項第12号に掲げる工作物の修繕等にあっては、当該工作物のすべて
法第16条第１項第３号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが５メートル

備考　高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条の規定に準ずるものとする。

別表第４（第４条及び第６条関係）　**景観重点区域②**（南弟子屈方面などの国道391号、国道243号の一部等）

行為の区分		規模
法第16条第１項第１号の規定する行為	（１）　新築又は移転	高さ13メートルかつ延べ面積2,000平方メートル
	（２）　増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア　増築前又は改築前の建築物の規模が(１)に規定する規模 イ　増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く
	（３）　外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（この表において「修繕等」という。）	当該建築物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の２分の１
法第16条第１	（１）　新築又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア　第２条第１項第１号に掲げる工作物　高さ５メートル

項第２号に規定する行為		イ　第２条第１項第２号から第４号までに掲げる工作物 高さ15メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ５メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ15メートル） ウ　第２条第１項第５号に掲げる工作物　高さ13メートル（建築物と一体となって設置される工作物にあっては、当該工作物の高さ５メートル又は地盤面から当該工作物の上端までの高さ13メートル） エ　第２条第１項第６号から第11号までに掲げる工作物 高さ13メートルかつ築造面積2,000平方メートル オ　第２条第１項第12号に掲げる工作物　高さ５メートルかつ築造面積1,000平方メートル （ただし、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第３条及び同法施行規則第１条で規定された「農用地等」及び同法第６条で規定された「農業振興地域」に位置しながら、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条で規定される地目のうち「原野」「宅地」に該当する場合は、当該工作物のすべて）
	（２）　増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア　第２条第１号から第12号に掲げる工作物の増築前又は改築前の規模が（１）に規定する規模 イ　第２条第１号から第12号に掲げる工作物の増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで（１）を超える場合は対象。ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10平方メートル以下の場合を除く （ただし、（１）のオに該当する場合は、当該工作物のすべて）
	（３）　外観を変更することとなる修繕等	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア　当該工作物のすべての立面において修繕等の部分の鉛直投影面積が当該修繕等の部分がある立面の鉛直投影面積の２分の１ イ　第２条第１項第12号に掲げる工作物の修繕等にあっては、当該工作物のすべて
法第16条第１項第３号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が10,000平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが５メートル

備考　高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第２条の規定に準ずるものとする。

別記様式第１号（第４条関係）

（表）

<table>
<tr><td colspan="10">景観計画区域内における行為の届出書</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">景観法第16条第１項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。
年　月　日

弟子屈町長　様</td><td rowspan="3">届出者</td><td>住所</td><td colspan="6">（郵便番号　　）
（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="6">印
（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名）</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>※受　付</td><td>※受付番号</td><td rowspan="4">連絡先</td><td>所　　属</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>住　　所</td><td colspan="6">（郵便番号　　）</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="2">行為の場所</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">都市計画法第８条第１項の地域、地区又は街区</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">行為の種類及び設計又は施行方法</td><td rowspan="3">□建築物</td><td>区分</td><td colspan="6">□新築　□増築　□改築　□移転　□外観の変更（□修繕 □模様替 □色彩の変更）</td></tr>
<tr><td colspan="2">用途</td><td colspan="2">高さ
m
（増改築分　　m）</td><td colspan="3">階数
階</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地面積
㎡</td><td colspan="2">建築面積
㎡</td><td colspan="3">延べ面積
㎡
（増改築分　　㎡）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">□工作物</td><td>区分</td><td colspan="6">□新設　□増築　□改築　□移転　□外観の変更（□修繕 □模様替 □色彩の変更）</td></tr>
<tr><td colspan="2">用途</td><td colspan="2">高さ
m
（増改築分　　m）</td><td colspan="3">築造面積
㎡
（増改築分　　㎡）</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">□開発行為</td><td colspan="3">開発区域の面積
㎡</td><td colspan="4">構築する施設</td></tr>
<tr><td colspan="3">法面又は擁壁の高さ
m</td><td colspan="4">法面又は擁壁の長さ
m</td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td rowspan="16">行為の種類及び設計又は施行方法</td><td rowspan="16">彩色の状況（建築物又は工作物である場合のみ記入）</td><td rowspan="4">第一立面</td><td colspan="2">区分</td><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td><td>割合
単位(%)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">彩色が施されている部分</td><td rowspan="3">色彩
(マンセル値)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>彩色が施されていない部分</td><td>素材名</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">計</td><td>100%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第二立面</td><td colspan="2">区分</td><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td><td>割合
単位(%)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">彩色が施されている部分</td><td rowspan="3">色彩
(マンセル値)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>彩色が施されていない部分</td><td>素材名</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">計</td><td>100%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第三立面</td><td colspan="2">区分</td><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td><td>割合
単位(%)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">彩色が施されている部分</td><td rowspan="3">色彩
(マンセル値)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>彩色が施されていない部分</td><td>素材名</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">計</td><td>100%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第四立面</td><td colspan="2">区分</td><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td><td>割合
単位(%)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">彩色が施されている部分</td><td rowspan="3">色彩
(マンセル値)</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>彩色が施されていない部分</td><td>素材名</td><td colspan="3"></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">計</td><td>100%</td></tr>
<tr><td colspan="2">着手予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2">完了予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
</table>

注１　※印欄は、記入しないこと。
２　「届出者」欄は、建築主、築造主、開発行為又はその他の行為をしようとする者の住所等を記載すること。
　なお、氏名欄に自署した場合は、押印を省略することができます。
３　「連絡先」欄は、届出者以外の者が届出内容の照会先となる場合に記載すること。
４　該当する□内に、レ印を付すこと。
５　高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第２条の規定に準ずること。
６　「色彩」欄は、マンセル表色系（色を色相、明度、彩度の三属性に基づいて表現する方式）の値を記載すること（マンセル値の記入例：マンセル値 10ＹＲ　２／１の場合は、色相 10ＹＲ、明度２、彩度１と記載する。）。
７　彩色が施されていない部分の「素材名」の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材（開口部の素材を含む。）が着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート、ガラス等の場合に、その素材名を記載すること。
８　次の図書を添付すること。
　なお、添付する図面及び立面図は、景観法施行規則第１条第２項に規定する縮尺とします。
(1)　建築物の建築等又は工作物の建設等の場合
ア　建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
イ　当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
ウ　当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
エ　建築物又は工作物の彩色が施された２面以上の立面図
オ　景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記様式第４号）
カ　その他参考となるべき事項を記載した図書
(2)　都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為の場合
ア　当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
イ　当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
ウ　設計図又は施行方法を明らかにする図面
エ　景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記様式第４号）
オ　その他参考となるべき事項を記載した図書

（日本工業規格Ａ４）

別記様式第２号（第４条関係）

（表）

<table>
<tr><td colspan="6">景観計画区域内における行為の変更届出書</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">景観法第 16 条第２項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。
年　月　日

弟子屈町長　様</td><td rowspan="3">届出者</td><td>住所</td><td colspan="2">(郵便番号　　)
(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地)</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2">印
(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>※受　付</td><td>※受付番号</td><td rowspan="4">連絡先</td><td>所　　属</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>住　　所</td><td colspan="2">(郵便番号　　)</td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>景観計画区域内における行為の届出書受付番号</td><td colspan="5">第　　号</td></tr>
<tr><td>行為の場所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">設計又は施行方法の変更内容</td><td colspan="2">変　更　前</td><td colspan="3">変　更　後</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>変更の理由</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（裏）

注１　※印欄は、記入しないこと。

２　「届出者」欄は、建築主、築造主、開発行為又はその他の行為をしようとする者の住所等を記載すること。

なお、氏名欄に自署した場合は、押印を省略することができます。

３　「連絡先」欄は、届出者以外の者が届出内容の照会先となる場合に記載すること。

４　次の図書のうち、設計又は施行方法の変更内容の説明に必要なものを添付すること。

なお、添付する図面及び立面図は、景観法施行規則第１条第２項に規定する縮尺とします。

(1)　建築物の建築等又は工作物の建設等の場合

ア　建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面

イ　当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ウ　当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面

エ　建築物又は工作物の彩色が施された２面以上の立面図

オ　景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記様式第４号）

カ　その他参考となるべき事項を記載した図書

(2)　都市計画法第４条第 12 項に規定する開発行為及びその他の行為の場合

ア　当該開発行為及びその他の行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面

イ　当該開発行為及びその他の行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ウ　設計図又は施行方法を明らかにする図面

エ　景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記様式第４号）

オ　その他参考となるべき事項を記載した図書

（日本工業規格Ａ４）

別記様式第３号（第４条関係）

（表）

<table>
<tr><td colspan="8">景観計画区域内における行為の通知書</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">景観法第16条第５項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり通知します。
年　月　日

弟子屈町長　様</td><td rowspan="3">通知者</td><td>住所</td><td colspan="4">（郵便番号　　）</td></tr>
<tr><td>機関名及び代表者名</td><td colspan="4">印</td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>※受　付</td><td>※受付番号</td><td rowspan="4">連絡先</td><td>所　属</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td>住　所</td><td colspan="4">（郵便番号　　）</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">行為の場所</td><td colspan="2"></td><td colspan="2">都市計画法第８条第１項の地域、地域又は街区</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">行為の種類及び設計又は施行方法</td><td rowspan="3">□建築物</td><td>区分</td><td colspan="5">□新築　□増築　□改築　□移転　□外観の変更（□修繕 □模様替 □色彩の変更）</td></tr>
<tr><td>用途</td><td colspan="2">高さ
m
（増改築分　　m）</td><td colspan="3">階数
階</td></tr>
<tr><td>敷地面積
㎡</td><td colspan="2">建築面積
㎡</td><td colspan="3">延べ面積
㎡
（増改築分　　㎡）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">□工作物</td><td>区分</td><td colspan="5">□新設　□増築　□改築　□移転　□外観の変更（□修繕 □模様替 □色彩の変更）</td></tr>
<tr><td>用途</td><td colspan="2">高さ
m
（増改築分　　m）</td><td colspan="3">築造面積
㎡
（増改築分　　㎡）</td></tr>
<tr><td>□開発行為</td><td colspan="2">開発区域の面積
㎡</td><td colspan="4">構築する施設</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">法面又は擁壁の高さ
m</td><td colspan="4">法面又は擁壁の長さ
m</td></tr>
</table>

（裏）

<table>
<tr><td rowspan="16">行為の種類及び設計又は施行方法</td><td rowspan="16">彩色の状況（建築物又は工作物である場合のみ記入）</td><td rowspan="4">第一立面</td><td colspan="2">区分</td><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td><td>割合
単位(%)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">彩色が施されている部分</td><td rowspan="2">色彩
(マンセル値)</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>彩色が施されていない部分</td><td>素材名</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">計</td><td>100%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第二立面</td><td colspan="2">区分</td><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td><td>割合
単位(%)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">彩色が施されている部分</td><td rowspan="2">色彩
(マンセル値)</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>彩色が施されていない部分</td><td>素材名</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">計</td><td>100%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第三立面</td><td colspan="2">区分</td><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td><td>割合
単位(%)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">彩色が施されている部分</td><td rowspan="2">色彩
(マンセル値)</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>彩色が施されていない部分</td><td>素材名</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">計</td><td>100%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">第四立面</td><td colspan="2">区分</td><td>色相</td><td>明度</td><td>彩度</td><td>割合
単位(%)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">彩色が施されている部分</td><td rowspan="2">色彩
(マンセル値)</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>彩色が施されていない部分</td><td>素材名</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">計</td><td>100%</td></tr>
<tr><td colspan="2">着手予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>完了予定日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
</table>

注１　※印欄は、記入しないこと。
２　「連絡先」欄は、通知者以外の者が通知内容の照会先となる場合に記載すること。
３　該当する□内に、レ印を付すこと。
４　高さ、延べ面積、床面積、築造面積等の算定の方法については、建築基準法施行令第２条の規定に準ずること。
５　「色彩」欄は、マンセル表色系（色を色相、明度、彩度の三属性に基づいて表現する方式）の値を記載すること（マンセル値の記入例：マンセル値10ＹＲ　２／１の場合は、色相10ＹＲ、明度２、彩度１と記載する。）。
６　彩色が施されていない部分の「素材名」の欄には、外観となる壁面を仕上げる素材（開口部の素材を含む。）が着色していない石、土、木、レンガ、コンクリート、ガラス等の場合に、その素材名を記載すること。
７　次の図書を添付すること。
　なお、添付する図面及び立面図は、景観法施行規則第１条第２項に規定する縮尺とします。
⑴　建築物の建築等又は工作物の建設等の場合
ア　建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
イ　当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
ウ　当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面
エ　建築物又は工作物の彩色が施された２面以上の立面図
オ　景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記様式第４号）
カ　その他参考となるべき事項を記載した図書
⑵　都市計画法第４条第12項に規定する開発行為及びその他の行為の場合
ア　当該開発行為及びその他の行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面
イ　当該開発行為その他の行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
ウ　設計図又は施行方法を明らかにする図面
エ　景観形成の配慮事項に係る対応説明書（別記様式第４号）
オ　その他参考となるべき事項を記載した図書

（日本工業規格Ａ４）

別記様式第４号（第４条関係）

（１）

景観形成の配慮事項に係る対応説明書

※受付番号	

行為の場所	
□建築物 □工作物 □開発行為 □その他	□ 新築 又は 新設 □ 増築 □ 改築 □ 移転 □ 外観の変更（□修繕 □模様替 □色彩の変更）

【建築物又は工作物】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置・配置	□1）地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。 □2）硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鐺別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置・配置とすること。	
規模	□1）地域の特性や周辺の建築物または工作物との連続性を考慮して、街並みや周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 □2）硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鐺別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した規模とすること。 □3）建築物及び工作物の高さは、原則として13m を超えないようにすること。やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置を行うこと（ただし、国立公園の特例地域（川湯集団施設地区、川湯駅前等）に該当する地域は、この限りでない）。	
形態意匠	**周辺景観との調和** □1）硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鐺別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺景観との調和に配慮した形態意匠とすること。 □2）全体としてまとまりのある形態意匠とすること。 □3）四季を通じての周辺景観と調和する色彩を 基調とするよう配慮することとし、けばけばしい色は使用しないこと。	

区分	配慮事項	対応状況の説明
（続き）形態意匠	**建築物・屋根のデザイン** □4）国立公園区域との調和を図るため、切妻、寄棟、入母屋形式又はマンサード屋根等の勾配のある屋根とするよう努めること。 □5）ただし、既存建築物の増改築の場合であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められる場合、他から望見されることのない場所に位置する場合、又は建築面積 10 ㎡以下程度の小規模な建築物である場合、周辺景観との調和を著しく阻害しない場合にはこの限りではない。 **建築物・壁面後退** □6）国立公園のまちにおける景観形成のため、道路沿いの壁面線を揃えるものとする。なお、壁面線を揃える必要のない場合には道路から極力後退させる。 （阿寒国立公園川湯地域管理計画書（許可、届出等取扱方針）を参照） **工作物（道路工作物、さく、鉄塔、処理施設等）のデザイン** □7）国立公園区域との調和を図るため、道路及び園地等から見たときに屈斜路外輪山の山稜線を分断しないようにする。また、眺望を妨げないような規模や位置に配置する。	
色彩	**色彩** □1）多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。 □2）オイルタンクや室外機など、建築物等に附属する設備等は、可能な限り目立たない位置へ設置し、または目隠しをする等の工夫をすること。 □3）建築物及び工作物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。 **建築物の色彩、材料** □4）屋根(飾屋根を含む。以下同じ。)の色彩 焦げ茶色、赤錆色、暗緑色若しくは暗灰色のいずれかの色彩又は自然材料の素地色とすること。 □5）壁面の色彩 茶色系、ベージュ色系、クリーム色系、灰色系又は白色のいずれかの色彩を基調とし、周囲に位置する既存建築物の色彩との調和を図ること。	

区分	配慮事項	対応状況の説明
（続き）色彩	**工作物の色彩、材料** □6）工作物（道路工作物、さく、鉄塔、処理施設等） こげ茶色、又は畑地内及び市街地にあっては灰色(亜鉛メッキ色)とすること。 □7）擁壁 自然石張り又は自然石に模した表面仕上げ工とすること。 □8）電柱 林地に接して設置するもので、焦げ茶色が適当と認められるは、焦げ茶色（既存の施設の更新や塗り替え時も同様）とすること。 **広告物等・案内誘導サインの表示・掲出、色彩、材料** □9）広告物の表示面積や設置数は、必要最小限とすること。同一地点に複数の広告物を設置する場合には、統合を図ること。 □10）光源は白色系のみ、動光や点滅はさせないこと。 □11）店舗等への誘導看板は、幟等の野だて看板でないこと。 □12）指導標、案内板等は、川湯地域、美留和地域、国道沿線などにおいて国立公園区域との調和を図るため、木材及び石材等の自然材料を用いる場合を除き、原則として焦げ茶色とすること。 **広告物等・案内誘導サインの表示デザイン** □13）共通基準 ア　バリアフリー経路・誘導経路を意識し、サインの設置位置や向き、どこにサインがあるのか等、すぐにわかりやすい位置に配置すること。 イ　国立公園のまちに配慮して、シンプルであきのこないデザインとすること。 ウ　誰もが理解しやすいように、標準案内用図記号一覧及び道路標識令に定められたピクトグラムを使用すること。 □14）表地面の色彩及び配色 高齢者、障害者が見やすくわかりやすいものとする。なお、高齢者、障害者（特に色覚障害者）へ配慮した色彩を用いることを基本に、以下のとおり留意すること。 ア　図色（文字や案内図記号）と地色（背景になる部分）の明度差を十分大きくする イ　黒色に青色または黒色に赤色の色彩の組み合わせは用いない ウ　黄色に白色の色彩の組み合わせは用いない エ　赤系統と緑系統の色彩の組み合わせは用いない オ　赤色については、濃い赤を用いず朱色やオレンジに近い赤を用いて、他の色との境目に細かい白線を入れて目立つようにする カ　その他、「緑と茶色」、「黄緑と黄色」、「紫と青」、「水色とピンク」は避ける キ　やむを得ず上記の色相の組み合わせを用いる場合は、明度差をできる限り大きくする ク　案内地図に用いる色は、退色（色あせ）を考慮した色に配慮する	

区分	配慮事項	対応状況の説明
（続き）色彩	□15）書体 表示する基本書体は「国立公園フォント」を使用すること。 （広告物等・案内誘導サインには、標識等での使用が想定されている「TP 国立公園明朝 R」を採用する。） 表示方法やレイアウト、デザインは「標識整備における標準的な表示例（環境省）」を参照すること。	
修景	**修景** □1）敷地内は、周辺環境と調和を図り、可能な限り修景を行うこと。特に、道路等の公共空間に面した空間は、街並みにふさわしい修景を行うよう配慮すること。 **付帯施設** □2）駐車場及び取付道路 風致景観の保護上、支障のない範囲内において、建築物の収容力に見合った必要最小限の規模であること。 □3）車庫及び倉庫等の小規模な付帯施設 極力、主たる建築物に包含し、別棟とはしないこと。やむを得ず別棟とする場合にあっても、主たる建築物とデザイン、色彩及び材料の調和がとれていると認められるものであること。 □4）外灯 外灯を設置する場合には、建築物のライトアップを目的とするものでないこと。 □5）自動販売機 建物の庇の下に設置する、又は板張り等の自然材料により外側を囲む等して風致への影響の軽減が図られていることが認められるものであること。	
緑化	□1）敷地内の既存の樹木は、可能な限り保存し、または移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。 □2）支障木の伐採は、必要最小限に留めること。なお、支障木は修景のために必要な箇所へ移植すること。 □3）修景緑化の際は、原則として現地産樹木と同種の樹木等により修景緑化すること。 □4）法面及び廃道敷は、交通安全上又は防災上やむを得ない場合を除き緑化すること。なお、緑化資材には、郷土種植物の積極的利用を図る。郷土種植物の導入に当たっては、周辺の地形や植生に合った種類（エゾヨモギ、ケヤマハンノキ等）を用いること。	

区分	配慮事項	対応状況の説明
堆雪スペース	□1）堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和にも配慮すること。	
太陽電池発電設備	**位置・配置・規模** □1）やむを得ず設置する場合は、道路や展望地から望見できる場所や山の斜面への設置は避けること。 □2）太陽電池発電設備の地上からの高さは5m を超えないこと。かつ、地上部分の水平投影面積の和も 1,000 ㎡を超えないようにすること。 □3）当該太陽光発電設備の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配は 30%を超えないようにすること。 □4）当該太陽光発電設備の地上部分の水平投影外周線を、公園事業道路等の路肩から 20m 以上、それ以外の道路の路肩から5m 以上離すこと。 □5）当該太陽光発電設備の地上部分の水平投影外周線を敷地境界線から5m 以上後退させること。 □6）太陽電池モジュールの反射光を抑える工夫をすること。 □7）施設の規模や地形等に応じ、太陽電池モジュールを分散配置とすること。 **修景・緑化** □8）フェンス等は、圧迫感を与えないよう道路等境界線から適切な後退距離を設ける。 □9）道路や展望地から容易に望見できないよう、道路等と太陽電池発電設備の間は植栽し、人工物（土台や支柱を含む）の存在感を軽減させる工夫をすること。 □10）支障木の伐採は僅少におさえること。 □11）送電線網はなるべく地中化を図ること。 □12）太陽光発電設備が汚損、破損した場合、必要性がなくなった場合は、設置者が速やかに撤去又は補修等すること。また、解体又は撤去する場合は、現地産樹木と同種の樹木等により当該敷地を修景緑化すること。	

【開発行為】

区分	配慮事項	対応状況の説明
位置	□１）地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置とすること。 □２）硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鐺別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源に対して、周辺からの眺望に配慮した位置とすること。	
規模	□1）地域の特性や周辺景観との調和に配慮した規模とすること。 □2）硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鐺別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源や周辺景観との眺望に配慮した規模とすること。	
形状	□1）硫黄山、美羅尾山、美留和山と周囲の山並み、摩周湖、屈斜路湖、釧路川、鐺別川やその支流等、その他地域の良好な景観資源や周辺景観との調和に配慮した形状とすること。	
資源の保全	□1）開発区域内にある河川、水辺、表土等は可能な限り保全し、活用すること。	
緑化	□1）開発区域内の既存の樹木は、可能な限り保存し、または移植することとし、やむを得ず伐採する場合は、補植や緑化に配慮すること。	

注１　※印欄は、記入しないこと。
　２　「配慮事項」欄は、当該事項について配慮した場合に、□内にレ印を付すこと。
　３　「対応状況の説明」欄は、配慮事項に具体的にどのように対応したかを記載すること。

（日本工業規格Ａ４）

別記様式第５号（第５条関係）

（表）

事前協議書

年　　月　　日

弟子屈町長　様

届出者

住　　所（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地）：

（フリガナ）
氏　　名（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）：

㊞

電話番号（連絡先：事務所　自宅　その他）：

弟子屈町景観条例第１２条第１項に基づき事前協議します。

区域名					
行為の場所					
行為の期間	着手予定日	年　月　日		完了予定日	年　月　日
行為の種類	□ 建築物 □ 工作物	用途（種類）	（工作物の場合は、種類も記載してください。）		
		行為区分	□ 新築・新設　□ 増築　□ 改築　□ 移転　□ 外観の変更（□ 修繕　□ 模様替　□ 色彩の変更）		
	□ 開発行為				
連絡先	住　　所： 氏　　名： 電 話 番 号：　　㊞				
景観づくりのために特に配慮した事項					

（裏面）

<table>
<tr><td rowspan="11">設計又は施行方法</td><td rowspan="9">建築物
工作物</td><td>区　　分</td><td colspan="2">届　出　部　分</td><td>既　存　部　分</td><td>合　　計</td></tr>
<tr><td>敷　地　面　積</td><td colspan="2"></td><td></td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>建築面積又は築造面積</td><td colspan="2">㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>延　べ　面　積</td><td colspan="2">㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>高　さ（長　さ）</td><td colspan="2">m</td><td>m</td><td>m</td></tr>
<tr><td>外　観　の　変　更</td><td colspan="2">㎡</td><td>㎡</td><td>㎡</td></tr>
<tr><td>構　　造</td><td colspan="4">造（一部　　造）</td></tr>
<tr><td>外観の仕上げ
（材料・施工方法）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">外観の色彩
（マンセル値）</td><td>壁　面</td><td colspan="3">基調色：　　準基調色：　　その他：</td></tr>
<tr><td>屋　根</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">開　発　行　為</td><td colspan="2">法　面　の　高　さ</td><td colspan="3">面　　積</td></tr>
<tr><td colspan="2">m</td><td colspan="3">㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">設　計　者</td><td colspan="5">住所・所在地　：
氏名・事業所名　：
電　話　番　号　：</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事施工者</td><td colspan="5">住所・所在地　：
氏名・事業所名　：
電　話　番　号　：</td></tr>
<tr><td colspan="7">添付図書等</td></tr>
<tr><td colspan="7">その他の参考事項</td></tr>
</table>

別記様式第６号（別表第１関係）

工作物の設置に関する誓約書

工作物の設置にあたり、下記のすべての事項を遵守することを誓約します。

記

１　設置方法及びスケジュール、実施区域など実施事項に関する情報を町、近隣関係者等に周知するとともに、当該関係者の理解を得るため、必要な説明等を積極的に行います。

２　工作物設置の実施において、関係法令を遵守し、近隣区域の自然環境及び生活環境に関して十分に配慮します。

３　工作物設置の実施において、事故等の防止に努めます。

４　工作物設置の実施において、事故等が発生したときは、適切な対応を図り、再発防止の措置を講ずるとともに、当該措置の内容を報告します。

５　工作物設置後は、施工用設備の撤去を適切に実施するとともに、設置に関して使用した土地がある場合に関しては実施前の現状に復します。

弟子屈町長　　様

年　　月　　日

住　所

氏　名　　㊞

（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

別記様式第７号（第７条関係）

工 作 物 設 置 計 画 の お 知 ら せ

工作物の名称				
建 築 敷 地 の 地 名 地 番				
工作物の概要	用途		敷地面積	㎡
	建築面積	㎡	延べ面積	㎡
	構造		基礎工法	
着工予定		年　月　日	完了予定	年　月　日
建 築 主　（住所） （氏名）		電話（　　）		
設 計 者　（住所） （氏名）		電話（　　）		
施 工 者　（住所） （氏名）		電話（　　）		
標識設置年月日		年　月　日		

●この標識は工作物の設置に係る弟子屈町景観条例第18条第1項の規定により設置したものです。
●上記工作物の設置計画についての説明の申し出は下記へご連絡ください。

（連絡先）　担当者

電話（　　）

縦　90 センチメートル以上

横　90 センチメートル以上

別記様式第８号（第８条関係）

関係住民等説明会結果報告書

年　　月　　日

弟子屈町長　　様

事業者
住所
氏名
電話

弟子屈町景観条例第 19 条の規定により、届出に係る行為の内容について関係住民等への説明会等を行いましたので、報告します。

届出に係る行為の名称				
説明会の開催日時	年月日	年　　月　　日（　　）		
	時間	時　　分～　　時　　分		
説明会の開催場所			参加人員	人
説明内容				
意見・質疑事項				
意見・質疑への対応				
資料の公開	期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで		
	方法			
意見・質疑事項				
意見・質疑への対応				

備考
説明会の出席者名簿（住所、氏名を記載したもの）を添付するものとする。
資料公開における意見書及び回答書の写しを添付するものとする。
説明会等で使用した資料を添付するものとする。

別記様式第９号（第９条関係）

（表）

この証明書を携帯する者は、景観法（平成16年法律第110号）第17条第６項の規定により原状回復等を行い、又は同条第７項の規定により立入検査若しくは立入調査を行う者であることを証明する。

第　　号

所　属

職　名

氏　名

写　真

身　分　証　明　書

交付年月日　　年　　月　　日

有効期限　　年　　月　　日

弟　子　屈　町　長　　印

（裏）

景観法（抜粋）
（変更命令等）
第 17 条　景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為（前条第１項第１号又は第２号の届出を要する行為のうち、当該景観行政団体の条例で定めるものをいう。第７項及び次条第１項において同じ。）について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第３項の規定は、適用しない。
２～４　（略）
５　景観行政団体の長は、第１項の処分に違反した者又はその者から当該建築物又は工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合させるため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを命ずることができる。
６　前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、景観行政団体の長又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。
７　景観行政団体の長は、第１項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。
８　第６項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。
９　（略）

備考　この用紙は日本工業規格Ａ６とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折りとする。

別記様式第10号（第10条関係）

この建造物は、景観法第 19 条第１項の規定により指定された景観重要建造物である。

弟子屈町

指 定 番 号　　弟子屈町景観重要建造物第　　号
建造物の名称
指 定 年 月 日

縦　15 センチメートル以上
横　20 センチメートル以上

別記様式第11号（第10条関係）

この樹木は、景観法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木である。

弟子屈町

指 定 番 号　　弟子屈町景観重要樹木第　　号

樹木の樹種

指定年月日

縦　15 センチメートル以上

横　20 センチメートル以上